

○聖籠地場物産館のあり方検討委員会設置要綱

令和4年1月14日

告示第10号

(設置)

第1条 聖籠地場物産館のあり方について検討を行うため、聖籠地場物産館のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 聖籠地場物産館のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) とれたて市場運営協議会役員
- (3) 町内で継続して営農している農業者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、産業観光課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。